

■課題1 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

【配偶者暴力対策基本計画】

配偶者等からの暴力は、家庭内等の周りから見えにくい場所で起こることが多いことや、加害者の罪の意識が薄いことから潜在化しやすく、周囲が気づかないうちに深刻化してしまうことがあります。暴力は被害者の心への影響も大きく、さらに子どもの前で行われる配偶者等からの暴力は面前DVと言われ、子どもの心身の成長に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

令和5（2023）年5月の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正では、保護命令の対象に精神的暴力が含まれるようになるなど、配偶者等からの暴力に対する取組の強化は進みつつあります。しかし、市の調査によると、配偶者等から暴力を受けた経験のある人は全体で1割程度を占めており、「相談するほどのことではないと思ったから」、「相談しても無駄だと思ったから」、「我慢すればこのまま何とかやっていけるといった理由から被害を受けた人の半数以上が相談していません。

暴力は重大な人権侵害です。配偶者等からの暴力の根絶のため、暴力を容認しない、未然に防ぐことのできる社会に向け、意識啓発や情報提供を強化する必要があります。また、早期発見、被害者の安全・安心の確保と自立支援といった取組の充実が必要です。

施策（1）暴力の未然防止と早期発見

配偶者等からの暴力やデートDV*等の防止に向けて意識啓発や情報提供を行います。また、関係機関等との連携強化をすることで、被害の早期発見を図ります。

| 事業番号 | 事業 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------------|--|-----------|
| 1 | 様々な媒体による啓発 | DVの未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、市HP、SNS、パンフレット等による啓発を行います。 | 協働コミュニティ課 |
| 2 | 自立支援の実施 | DV被害者等の自立を支援するため、講座等を実施します。 | 協働コミュニティ課 |
| 3 | 早期発見に向けた市民・関係機関との連携 | DVの早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の関係機関との連携を進めます。 | 協働コミュニティ課 |

施策（２）相談体制の充実

被害に悩んでいる人を取りこぼさないよう、様々な相談窓口の周知を強化し、相談を受けたところから適切な場所へとつなげられるように体制を整備します。また、一人ひとりに合わせたきめ細やかな相談対応を行います。

| 事業番号 | 事業 | 内容 | 担当課 |
|------|--|---|-------------------|
| 1 | 一人ひとりの状況に応じた相談の実施 | 女性相談、子供家庭相談、ひとり親相談等、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語による相談対応を実施します。 | 協働コミュニティ課 関係各課 |
| 2 | 相談窓口の周知と情報の提供  強化 | 様々な相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。 | 協働コミュニティ課 |
| 3 | 男性相談のあり方の検討 | 男性が抱える問題等についての相談事業のあり方について検討します。 | 協働コミュニティ課 |

施策（３）被害者の安全の確保と支援

被害者の安全を確保し、プライバシーに配慮した支援の実施や、被害者とその子ども等が安心して自立した生活が送れるよう自立支援に取り組みます。

| 事業番号 | 事業 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------------|--|--|
| 1 | 被害者家族への支援 | DV被害者やその子どもの安全を確保するため、一時避難できる場所の提供等を行います。 | 協働コミュニティ課 |
| 2 | 関係部署間の連携による支援と情報の提供 | DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、被害者や子どもの心のケアへの支援や保育・就学等、必要な行政サービスを利用できるよう支援と情報の提供を行います。 | 協働コミュニティ課 健康課 生活福祉課 子育て支援課 学務課 |

施策（４）体制整備に向けた取組の強化

被害者が安心して相談でき、適切な対応を受けられるよう、庁内においてDVに関する理解促進を図ります。

| 事業番号 | 事業 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------|---|-------------------|
| 1 | 職員研修の実施 | 庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。 | 協働コミュニティ課 |
| 2 | 関係機関との連携の強化 | DV被害者が抱えている様々な問題の解決に向けて、配偶者暴力被害者等支援担当者連絡会議を通じ、関係機関との連携を強化します。 | 協働コミュニティ課 関係各課 |
| 3 | 相談員の資質向上 | 相談員の資質向上のための研修や専門家を講師とした学習会等を実施します。 | 協働コミュニティ課 |



コラム これもDVです

DVは被害者の心身に大きな影響を及ぼす、決して許されない行為です。
DVには身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、様々な形態が存在します。

| | |
|------------|---|
| 身体的暴力 | 殴る・蹴る、たたく、首をしめる、物を投げつける、胸ぐらをつかむ等 |
| 精神的暴力 | 怒鳴る、暴言をはく、大事にしているものを捨てる、無視する、夜通し説教をする等 |
| 性的暴力 | 性行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないポルノを見せる等 |
| 経済的暴力 | 生活費を少ししか渡さない、働くことを妨げる、収入を知らせない等 |
| 社会的暴力 | 電話やメールを監視する、位置情報を用いた行動監視、友人・親戚との付き合いや外出を制限する等 |
| 子どもを利用した暴力 | 子どもの前で暴力をふるう、子どもに相手の悪口をいう等 |

■課題2 あらゆる暴力の防止 (セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントや、ストーカー、性暴力、子どもや若年層に対する暴力等は、被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害です。

市の調査では、全体で約4割の人が職場等でハラスメント被害を受けたと回答し、男女共にパワー・ハラスメント*の被害経験が多くなっています。女性ではセクシュアル・ハラスメントの被害経験が16.4%で男性の4.0%を大きく上回っています。

近年では、スマートフォンの普及によりインターネット・SNS等を通じた性被害が増加しており、若年世代に対する性暴力の手口の巧妙化も問題となっています。

また、こうした暴力は年齢や性別等に関係なく起こりうることです。一人ひとりが日常生活の中に潜む様々な暴力に気づき、暴力の未然防止や被害者に寄り添った行動をとることができるよう意識啓発に取り組みます。

施策（1）暴力の防止に向けた意識啓発

あらゆる暴力の防止に向けた意識づくりをするために、年代に合わせた周知啓発や学習機会の提供に取り組みます。また、職場におけるハラスメント等を防止するために、事業所等に向けた意識啓発を行います。

| 事業番号 | 事業 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------|---|---------------------------|
| 1 | 情報提供と学習機会の提供 | あらゆる暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報提供する他、講座等の学習機会を提供します。 | 協働コミュニティ課 |
| 2 | 市内事業所への意識啓発 | セクシュアル・ハラスメント等、職場の暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。 | 協働コミュニティ課 |
| 3 | 市職員・教員への啓発・研修 | 市職員・教員に対し、あらゆる暴力についての啓発・研修を実施します。 | 協働コミュニティ課 職員課 教育指導課 |

■課題3 生涯にわたる健康支援

一人ひとりが互いの身体的性差を十分に理解し、相手に思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会の実現に不可欠です。

市の調査において、男女平等参画を推進するために学校教育の場で必要な対策として「子どもの成長と発達に応じた性教育を行う」が6割以上となっており、幼少期から正しい知識を得て理解を深めることが求められています。

また、心身の状況はライフステージ※に応じて大きく変化し、性別によって特有の健康上の問題もあります。誰もが自らの健康に関して適切な情報を得て安心して生活することができるように、性別にかかわらず健康に関する情報やリプロダクティブ・ヘルス／ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）に関する正しい知識を身につけられるよう、意識啓発や情報提供等の支援を幅広く進める必要があります。

施策（1）からだと性に関する正確な情報の提供

発達段階に応じた性教育による正しい知識や、不妊治療の情報等、性別にかかわらずリプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解が定着するように、様々な機会を通じて意識啓発や教育を実施します。

| 事業番号 | 事業 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------------|---|-------|
| 1 | 発達に応じた性教育の実施 | 幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他共に尊重できることを目標に、性教育を実施します。 | 教育指導課 |
| 2 | 性と生殖に関する健康支援情報の提供 | リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、誰もが正しい知識を持って安心して妊娠・出産を迎えられるよう、情報の提供に努めます。 | 健康課 |

施策（2）性差に応じた健康支援

性差やライフステージに応じた健康課題に関する正しい情報提供や、検査の充実を図ります。

| 事業番号 | 事業 | 内容 | 担当課 |
|------|------------------------|---|-----|
| 1 | 女性・男性特有の病気に対する予防と検査の実施 | 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症、前立腺がん等の予防と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づくりや予防、性感染症等に関する情報提供に努めます。 | 健康課 |

■課題4 様々な困難を抱える女性への支援【困難女性支援基本計画】

令和2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症拡大により、非正規労働者が多い女性の雇用が失われるなど、就業をはじめとする様々な問題が顕在化しました。国の労働力調査によると、緊急事態宣言の発出された令和2（2020）年4月は前月に比べて、就業者[※]の減少数が、女性は70万人、男性は39万人と、女性就業者数が男性に比べて大きく減少しました。男性中心型労働慣行等の雇用・経済社会における男女の違い等を背景として、女性は貧困等の生活上の困難に陥りやすく、就業状況が不安定なひとり親家庭や就労が困難な単身世帯等は特に経済的困窮が懸念されます。

女性は、若年、高齢、障害、外国籍であったり外国にルーツを持っていたりすること等を理由にさらに困難を抱えるおそれがあります。また、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している女性をめぐる課題が、コロナ禍を経て顕在化しています。

「孤独・孤立対策」といった視点も含め、様々な困難に直面している人が安心して暮らせるように環境整備を進めることに加え、その人の状況に応じたきめ細やかな新たな女性支援を行う必要があります。

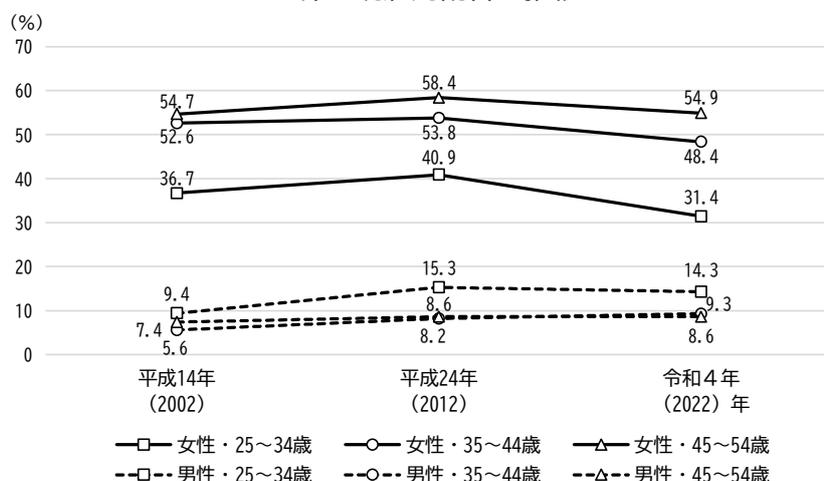


コラム 男女間の経済的格差

国の労働力調査における25～54歳の非正規雇用割合の推移を見ると、女性でどの年齢階級においても割合が減っているものの、男性と比べると高い割合となっています。

国の賃金構造基本統計調査によると、令和4（2022）年6月分の正社員・正職員の所定内給与額の平均は、男性で353.6千円、女性で276.4千円となっています。依然として格差は見られるものの正規雇用における男女間の賃金格差は縮小傾向にあります。女性の正社員・正職員以外の所定内給与額の平均は198.9千円であり、男性で多くの割合を占める正社員の平均所定内給与額と比べて大幅に低くなっていることから、経済面で男女間に大きな差があることがうかがえます。

<非正規雇用割合の推移>



資料：男女共同参画白書（令和5年版）

施策（１）ひとり親等や生活困窮者等への支援

ひとり親等や経済的困窮に直面している人が安定した生活を送ることができるよう、相談体制の充実や自立に向けた支援を行います。

| 事業番号 | 事業 | 内容 | 担当課 |
|------|--------------------|--|-----------------|
| 1 | 生活に関する相談の実施 | ひとり親等や経済的困窮に対する相談や支援に取り組みます。 | 地域共生課 子育て支援課 |
| 2 | ハローワーク等との連携による就業支援 | ハローワーク等と連携し、ひとり親家庭の就業機会の拡大を図ります。また、就労に向けた情報の周知を図ります。 | 子育て支援課 |

施策（２）困難を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備

複合的な困難を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、配偶者暴力被害者等支援担当者連絡会議等と連携し庁内ネットワークを強化しながら、様々な分野や多様な視点から支援を行います。

| 事業番号 | 事業 | 内容 | 担当課 |
|------|---|---|-------------------|
| 1 | 女性相談の実施 (再掲)  強化 | 女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DV等の問題についての相談事業を実施します。 | 協働コミュニティ課 |
| 2 | 各種関連機関との 連携の実施  新規 | 困難女性支援調整会議を通じ、支援に必要な関係機関、民間団体との連携を図り、支援対象者の意思を尊重した相談、支援体制を整えます。 | 協働コミュニティ課 関係各課 |